

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書受付日

令和7年4月16日

### 3 請求の内容

(原文「岐阜県職員(知事)措置請求書」のまま)

#### (1) 請求の要旨及び理由

岐阜地域福祉事ム所

公金(生活保護の2月と3月分)のちょうしゅうを怠る(へんかん金)

R7年3月19日付

しりえた日は3月28日である

地域福祉課

(公金の支出)

生活保護のふせいじゅきゅうがあつたと言われるが

さいど3月28日よりしきゅうがかいしがけつていした。

R7年4月9日付

しょくいんのふほうこういのぜせいをもとめます。

(提出された事実証明書省略)

### 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、措置請求書が提出された令和7年4月16日付けでこれを受理した。

### 5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年5月19日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出があり、陳述の要旨は以下のとおりであった(趣旨を理解しやすくするために、一部について内容の誤りを

正し、不足している内容を補っている)。

なお、陳述人がいう「失業保険」は、監査結果上では「雇用保険（基本手当）」と言い換える。

## (1) 陳述

### ア 住民監査請求の趣旨

今回新たな証拠（保護決定（変更）通知書（5月支給分））を付けています。私は失業保険をもらっていますが、2月、3月は収入認定がされていないにもかかわらず、4月は収入認定をすることで、全額生活保護費が支払われていません。しかしそれならば、2月、3月も失業保険をもらっているのに、収入認定が必要だったのではないのでしょうか。

ところが、岐阜地域福祉事務所さんはそもそも「生活保護を受けながら、失業保険をもらっても、生活保護に影響を与えないように処理をします」という約束で受けたにもかかわらず、上司から「なぜ収入認定をしないのか」と怒られて、急遽、失業保険が恒久的にもらえる費用だと嘘をついて、廃止にしました。

失業保険は恒久的にもらえるものでなく、申請したからといって絶対もらえるお金ではないので、恒久的な収入に当たらないにもかかわらず、生活保護を廃止しました。先ほど述べたように、収入認定するなら2月、3月も収入認定していなければならないのに、2月、3月は収入認定していないと言っています。

また、4月10日に廃止にして、収入を使い切ったら、また生活保護を開始するという方法を、岐阜地域福祉事務所の方から言われました。そういうふうにやってくれと。そうにもかかわらず、それが不正行為だと言っています。法の趣旨に反すると言っておきながら、再度生活保護の申請を受けられています。

一度生活保護の不正を行ったら、二度と生活保護を受けられないにもかかわらず保護を受けられるということは、どこかに趣旨に違った中身が勝手に動かされているはずです。

厚生労働省に確認したところ、自立更生費や就労支援費及び公共機関からの借り入れは、収入認定の除外となっていることは事実であると、また、ハローワークさんも失業保険は就労支援費だと言っています。

しかし1円もそれを認めないで、「今回は全額収入認定したので（保護費は）一銭も払わない」と言っています。そういうことで（厚生労働省の見解と岐阜地域福祉事務所の対応に）ずれが生じております。

### イ 岐阜地域福祉事務所が、請求人が受給済みの生活保護費（令和7年2月分と3月分）の返還請求を怠っていることが違法又は不当との主張について

今回提出した新たな証拠である5月分の「保護決定（変更）通知書」を見て

もらうとわかりますが、「失業保険は全額生活費なので、収入認定をしました。そのため、5月分の支払いはしません。6月分も、6万円程度は自己負担になります。」と書いています。

そうすると、2月、3月分も失業保険をもらっているのに、失業保険をもらった金額の返還を求めなければいけません。しかしそれが言えない状況であると、向こうは言っています。

そもそもが、生活保護が先で、去年の12月2日から生活保護を受けていますが、借金の返済や会社との争いを行うのに費用がかかるので、失業保険の仮給付を受けています。

仮給付というのは、貸付金です。本給付になれば、確かに返さなくてもいいですが、私は労災を申請している段階であり、裁判を行っていて、そもそも解雇された11月18日の日には、会社側が労働していたと認めています。そうすると、労働していたので、法律的に18日の解雇がなくなります。19日の日付の解雇通知書は提出していませんか。提出されていなければ新たな証拠として提出します。

解雇通知書には11月18日付けで解雇と書いてありますが、11月18日は労働していたということになると、18日の解雇がなくなります。裁判をして解雇が認められて、私が負けたとしても、19日付けの解雇になります。それを知るのは、判決日ということになります。そうすると、今受けている失業保険の仮給付は効力を有さなくなります。

現在受けている失業保険は、11月18日に解雇されたことが認められて受けているものであって、その事実を知り得てからではないと、法的には失業保険は請求できません。失業保険に関する法律の中に記載があり、自分が意識不明で入院している間に会社が解雇したからといって、もう日付が過ぎていから失業保険をもらえないと言われるのかということ、意識が戻ったときつまり働けるようになって初めて失業保険がもらえます。要は働ける状態でないと失業保険がもらえません。

診断書にも書いてあるように、私は軽作業ならまだできると（医師の）先生が言ってくれており、失業保険の対象に当たるということで、ハローワークが会社との争いの費用として使ってくださいと認定して、失業保険の仮給付を受給しています。

これを収入認定したというならば、もし（失業保険の仮給付の）返還命令が出たときには、岐阜地域福祉事務所さんがそのお金を返してくれるのか、そういうことも含めて、（収入認定）しなければならないとなっています。けども、それはしないとされました。

厚生労働省にも確認したように、自立更生費や就労支援費なども必ず見るようにと、人権を侵害しないようにということを言っているんですけども、岐阜地域福祉事務所は、それを無視されます。

解雇通知書には、18日に解雇されたと書きながら、19日にその書類を作って送ってきて、お金も19日に払われています。そうすると、労働基準監督署上は19日の解雇が認められるはずであると言っています。そうすると、裁判をやって19日の解雇を知るのが判決日になるので、ここ（雇用保険受給資格者証）にも書いてあるように、日付が変更になった場合は、失業保険が恒久的なものではないということです。

要は恒久的ではないというのが、私は生活保護費が止められたら、会社との争いできません。そのため、一時的に失業保険も止められました。

再度（保護が）開始されたので、法テラスを使って、裁判ができることになりました。そもそも法テラスは、弁護士さんならばわかると思いますが、生活保護を受けている人は、無償でやっていただけます。しかし生活保護を受けていなくて、失業保険を受給しているとなると、一部有償になります。そのために、生活保護を切られたこと自体が、問題であるということで、話を聞いていただいたのですが、その後、失業保険は全額生活費だと（言われました）。

10日付けの、趣旨に反するという書類も出ていると思いますが、そうすると私は生活保護を受けられなくなります。しかし、また生活保護を開始しています。そのため、岐阜地域福祉事務所さんの方にどこかに、法律に則った嘘があるわけです。

#### **ウ 県が請求人に「生活保護の不正受給があった」と言っていることについて**

（4月10日付けの指導指示書において）岐阜地域福祉事務所の方から私に対して、「失業保険をもらったら一旦生活保護を廃止にして、失業保険を支払いに使ったら、その後、また生活保護を開始とする」ということで指導されたとおりにやったのに、それが法の趣旨に反すると（言われました）。趣旨に反するということは、不正行為だったと言っているわけです。

生活保護法では、一旦不正行為を行った者については、生活保護を受けられないと法律に明記があります。しかし、2月、3月分を収入認定しなかったこと自体が、そもそも岐阜地域福祉事務所が認めたことです。「生活保護に関係せずに、失業保険をもらってもいい」と、そういうふうな説明をして、ハローワークに出す診断書のお金を、岐阜地域福祉事務所が生活保護費で出しています。だから私が勝手に失業保険を受けたわけではないです。それなのに私が勝手に受けたような書き方がされています。

#### **エ 県（地域福祉課）が再度令和7年4月9日に支給開始を決定したことが違法又は不当との主張について**

要は、前回の2月の段階で生活保護を廃止にして、使った領収書を出して、その金額が合っていて、保護を再開しました。それは法の趣旨に反しているのです、本当に私が自分の意思でやったならば、生活保護を受給できな

くなる要素であると、厚生労働省が言っております。

#### オ 請求人が県に求める具体的な是正内容について

本当に今回の件が、2月、3月分も含めて返還すべきお金なのか、それとも、生活保護法（雇用保険法の誤りと思われる）に基づく仮給付なので、そもそもは収入の認定が要らないものなのか。

私は職員に言われてやったことが不正だと言われるなら、その職員の不正はどこに認定されたのか。そういうのをはっきりしたいです。

これが収入認定されるならば、ハローワークに返還を求められたときに、その返還分は県が支払うこととなります。貸付金だったので。生活費だと言っているのです。

そういうことも全部含めて、きちんとした調査の上、もし2月、3月の収入認定が必要だったなら、収入認定してもらって、返還してもらってもいいです。ただし、逆にそちらがいくら考えても、これを返還すべきものではないとなれば、県がやっていること自体が不正行為だということになります。

この後、内容証明を送って、岐阜地域福祉事務所と知事に対して、裁判を行う予定であります。これは人権の侵害であるということで行います。ですからその辺を住民監査請求ではっきりしていただきたい。本当に返すべきお金なのか、そうでないのか。返すべきお金ならば、ちゃんとした理由が出てくるはずですが。私はそれが知りたいだけです。私がもし不正をしているならば、返還を求められても問題はないと思っています。

ただし、6年前にも同じことをやってもらっています。生活保護を受けながら失業保険をもらっていましたが、収入認定は1年以上されていません。就職もすぐにしております。そういうふうに使っていただいたおかげで、破産しなくて済んだために、介護の学校に行って、すぐに1か月以内に就職しています。

だから、そもそもが、就職できるように支援するのが生活保護であって、生活保護自体が自立更生のために行われている制度です。そこが今忘れられてしまっています。

収入認定されるなら、2月、3月も収入認定しないといけないということですね。どちらかが間違っているということですね。それをはっきりしていただきたいです。

#### (2) 新たに提出された証拠

- ア 保護決定（変更）通知書（令和7年4月28日付け岐福第3号の383）
- イ 解雇通知書（令和6年11月19日）

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象機関

健康福祉部地域福祉課及び岐阜地域福祉事務所

### 2 監査対象事項

岐阜地域福祉事務所長が、①令和7年3月19日付けで行った請求人に対する保護廃止決定に伴う支出済の保護費の返還手続、及び②令和7年4月9日付けで行った請求人に対する保護決定に伴う支出（以下「本件財務会計行為」という。）に関連する事項を監査対象事項とした。

なお、生活保護法の施行に関する事務のうち、保護の決定は、本県においては、岐阜県事務委任規則第5条の規定により知事から岐阜地域福祉事務所長に委任されているため、請求書中「地域福祉課」とあるのを監査結果において補正する。

### 3 監査の実施方法

地域福祉課及び岐阜地域福祉事務所に対して、関係書類の提示を求め、確認を行うとともに、関係職員から説明を受けた。また、請求人の主張等に対する岐阜地域福祉事務所の見解等を文書で確認した。

（監査実施期間：令和7年4月25日から令和7年6月5日まで）

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実

#### （1）請求人への生活保護費の支給状況等について

措置請求書で言及されている請求人の保護費受給に係る経緯については、以下のとおり。（令和7年2月～令和7年4月まで）

なお、監査対象手続となる本件財務会計行為については、財務会計法規上の義務に違反しておらず、違法又は不当な点は認められなかった。

日付	入金			
	生活保護費	金額	雇用保険関係	金額
令和6年 12月2日	保護を申請	—		
令和6年 12月12日	保護決定 (12月2日開始)			
略				

令和7年 2月5日	令和7年2月分受給 ※10,000円は町社協へ代理納付	93,710円		
令和7年 2月18日	保護停止 (2/18～2/28の未経過 分29,351円は3月分に 収入充当)	—	雇用保険（基本手当） 17日分	96,934円
令和7年 2月20日	保護再開			
令和7年 3月5日	令和7年2月分受給 (再開後2/20～2/28分)	36,334円		
	令和7年3月分受給	74,359円		
令和7年 3月18日			雇用保険（基本手当） 28日分	159,656円
令和7年 3月19日	保護廃止 (3月分保護費に係る未 経過分（3/19～3/31ま で）31,330円について 返納命令)			
令和7年 3月27日			雇用保険（基本手当） 受給停止	—
令和7年 3月28日	保護再開申請	—		
令和7年 4月7日	一時扶助受給(交通費)	3,688円		
令和7年 4月9日	保護決定 (3月28日開始)	—		
令和7年 4月10日	請求人に対して、岐阜 域福祉事務所が、生活 保護法第27条第1項に 基づく指導指示書を発 出	—		
令和7年 4月18日	令和7年3月分受給 (再申請後3/28～3/31分)	9,640円		
	令和7年4月分受給	99,080円		

## 2 関係法令等

### (1) 生活保護法〔昭和25年法律第144号〕

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(この法律の解釈及び運用)

第5条 前4条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 (略)

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(以下略)

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知し

なければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

(報告、調査及び検診)

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

(生活上の義務)

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(費用等の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）

第9 保護の開始申請等

1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他方他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。

また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要な資料は、極力速やかに提出するよう求めること。（以下略）。

(3) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

第7 最低生活費の認定

問19 最低生活費に認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが、適当である場合には、実日数によること。

第10 保護の決定

問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

(1) 略

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一時的に保護を必要としなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

## 2 保護を廃止すべき場合

### (1) 略

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。(略)

## (4) 岐阜地域福祉事務所から請求人あて生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書抜粋（令和7年4月10日付け岐福第39号）

生活保護法（以下「法」という。）第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とあり、法第8条第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされます。

また、法第60条において「被保護者は、・・・収入、支出、その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」とされます。

あなたは、令和7年2月18日に生活保護停止となり、雇用保険の基本手当（仮支給）を受給しましたが、同手当を短期間で費消し、令和7年2月20日に保護再開を申し出ました。このことは上記の法の趣旨に反するものです。

令和7年3月28日に生活保護の申請がありましたが、この経緯を踏まえ、下記のとおり、法第27条第1項に基づき指示します。当該指示に従わない場合は、保護の停止又は廃止を決定します。

### 記

#### 【指示事項】

雇用保険の給付などの収入があれば、翌月の生活保護の保護金品に充当することとなります。

従って、雇用保険の給付などの収入については短期間で費消することなく、法が規定する毎月の保護金品内で計画的に使用し生活すること。

## 3 監査対象機関の見解等

監査の中で確認した、本件監査請求に関する地域福祉課及び岐阜地域福祉事務所の見解等は、次のとおりである。

**(1) 地域福祉課及び岐阜地域福祉事務所の見解等について**

**ア 請求人に係る令和7年2月18日の生活保護停止について、保護停止とした理由とその法的根拠について**

請求人から、令和7年2月18日に生活保護廃止の申出があった。

令和7年2月分の雇用保険（基本手当）の受給額（96,934円）は実施機関にて算定した最低生活費（103,710円）を下回るものの、令和7年3月以降は継続して最低生活費を上回る額の受給が見込まれたため、保護停止とした。

根拠は、生活保護法（以下「法」という。）第8条第1項である。また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知）第10、問12の答による。

**イ 請求人に係る令和7年2月の雇用保険（基本手当）の受給に伴い、当該基本手当相当分について、生活保護法第63条に基づく返還請求を行わなかった理由と法的根拠について**

保護停止日の令和7年2月18日は保護受給期間には当たらないため、同日の入金に対して法第63条による返還請求を行うことはできない。

なお、保護停止中の入金の取扱いについて、明確に示したものは無いが返還請求は困難である旨、厚生労働省の見解を得ている。

**ウ 令和7年2月20日の保護再開に当たって、再開の判断の理由及び再開に係る資産調査の内容について**

請求人から保護再開の申出があり、当該時点において、請求人に手持金が無く、現に困窮している状況であることを、聞き取り及び資産調査により確認したため、再開することとした。なお、資産調査については、提出された領収書により、令和7年2月18日に受給した雇用保険（基本手当）の費消状況の確認を行った。

また、この時点では、請求人の受給する雇用保険（基本手当）の「仮給付」が安定収入であるかの判断はできなかった。

以上により、保護を再開した。根拠は、法第1条である。また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知）の第9保護の開始申請等による。

**エ 請求人に係る令和7年3月19日の保護廃止について、令和7年2月の保護停止と異なり保護廃止とした理由とその法的根拠について**

令和7年3月18日に請求人の銀行口座に、実施機関にて算定した最低生活費（103,710円）を上回る額である159,656円の雇用保険（基本手当）が入金されたことを、3月19日に確認した。

また、以降も令和8年1月まで、4週ごとに入金予定であることを、公共職

業安定所に確認した。

また、請求人の雇用保険（基本手当）の仮給付は、請求人が他方で申請中の労災保険の認定の有無により、以下の対応となることを令和7年3月11日に労働基準監督署に確認した。

- ・ 労災保険の認定有り…雇用保険（基本手当）の仮給付は返還となるが、労災保険での給付が行われる
- ・ 労災保険の認定無し…雇用保険（基本手当）の仮給付は本給付となる

以上により、6月以上恒常的に最低生活費を超える収入が認められると判断し、保護廃止とした。

法的根拠としては、法第8条第1項及び第25条第2項に基づき、保護の必要性を調査し、保護の必要性がないと判断し、法第26条により保護廃止を決定した。

（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知）第10、問12）

#### オ 保護廃止日を令和7年3月19日とした理由とその法的根拠について

令和7年3月19日に、法第29条に基づき、銀行に対して資力に係る照会を行い、雇用保険（基本手当）が令和7年3月18日に請求人の口座に入金されたことを確認した。

このため、入金状況を確実に確認できた令和7年3月19日を廃止日とし、所内のケース検討会議に諮ったうえで保護廃止を決定した。

#### カ 令和7年3月の保護廃止に伴い、令和7年3月1日から3月18日までの分に係る生活保護費の返還を求めなかった理由とその法的根拠について

保護廃止日は令和7年3月19日であり、令和7年3月1日から3月18日までの間は保護受給中であったことから、最低生活費の認定にあたり日割計算で算出した額について、法第8条第1項及び第25条第2項に基づき、保護の必要性を調査し、返還を求める必要性がないと判断した。

（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知）第7、問19）

#### キ 令和7年4月9日の保護決定（再決定）における保護理由と法的根拠について

以下の状況を踏まえて保護を決定した。

- ・ 請求人は、令和7年3月分の生活保護費及び雇用保険（基本手当）を費消し、困窮状態にあるとして保護開始申請を行った。
- ・ 請求人に手持金が無く、現に困窮している状況であることを、聞き取り及び資産調査により確認した。

- ・ また、請求人は令和7年3月27日に公共職業安定所に申し出て雇用保険（基本手当）の受給を中断したため、最低生活費を上回る収入の見込みが無くなった。

法的根拠としては、法第8条第1項及び第25条第2項に基づき、保護の必要性を調査し、保護の必要性があると判断したためである。

なお、請求人のいう「不正受給」が何を指すのかは不明であるが、仮に過去に不適正な受給があったとしても、生活保護の再決定を妨げる法的根拠は無い。

#### ク 令和7年4月9日の保護決定（再決定）に当たり実施した資産調査の内容について

令和7年4月3日に、法第29条に基づき、請求人の資力に関して金融機関へ報告を求めるなどして預金調査を実施した。

また、令和7年4月9日に、法第28条第1項に基づき、請求人の住居内に立ち入り、資産調査を行った。

#### ケ 令和7年4月10日付けで請求人あてに発出した「生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書」（以下、「4月10日付け指導指示書」という）を踏まえた今後の対処方針について

令和7年3月19日の保護廃止は、請求人の受給する雇用保険（基本手当）が、6月以上継続して受給できる恒常的収入に該当すると判断したことによるが、請求人は令和7年3月27日に公共職業安定所に申し出て雇用保険（基本手当）の中断を行った後に再度生活保護を申請し、保護決定を受けた。

請求人による当該行為を踏まえ、今後は、雇用保険（基本手当）を受給した場合には、保護を継続したまま、収入認定する方針である。

## 第4 監査委員の判断

措置請求書及び陳述並びに実施した調査により確認した事実を踏まえ、請求人の主張について、以下のとおり判断した。

### 1 判断の理由

- (1) 「岐阜地域福祉事務所が、請求人が受給済みの生活保護費（令和7年2月分と3月分）の返還請求を怠っている」ことが違法又は不当であるという請求人の主張について

生活保護法は、第1条において、生活困窮者の最低限度の生活の保障とその自立助長を目的としているが、保護費は税金から支出されるものであることから、支給根拠のない保護費は返還を求めなければならない。

請求人について、支給済みの保護費の返還を求めるに当たって根拠となりうる規定は、①第63条に基づく返還金（以下「63条返還金」という。）、②第78条に基

づく徴収金（以下「78条徴収金」という。）、③第26条による保護の停止及び廃止に伴い生ずる、いわゆる過払金の3つがある。

岐阜地域福祉事務所では、請求人が令和7年3月18日、同事務所で算定した最低生活費を上回る雇用保険（基本手当）を受給し、今後も6月以上、最低生活費を上回る安定的な収入が見込まれるとの判断により、3月19日付けで保護を廃止した。廃止に伴い、請求人に対して3月分の未経過分（3月19日から3月31日までの分）として、31,330円の返還請求を行っているが、これは、③の過払金の返還を求めたものであり、その算出金額も適正であった。

よって、岐阜地域福祉事務所が、請求人が受給済みの保護費（令和7年2月分と3月分）の返還請求を怠っている事実は認められない。

なお、保護期間中であった2月分（2月1日から2月28日までの分）と3月分（3月1日から3月18日までの分）における請求人の受給額について、県が返還請求すべき理由があるか検討する。

まず、①の63条返還金については、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合における費用返還義務を求めた規定である。この点、岐阜地域福祉事務所による請求人の保護決定は、請求人に手持ち金がなく、現に困窮している状態であることを聞き取り及び資産調査により確認の上で実施されており、63条返還金の該当はない。

また、2月18日の雇用保険（基本手当）は、請求人の保護停止中に受給したものであり、停止期間中の入金についてこれを収入認定できるかどうかを明確に示した規定は生活保護法にはなく、県の裁量が認められるところである。

この点、裁判例では、一般に、裁量権が認められている行為については、その行為に係る判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により全く事実の基礎を欠く、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法であるとする事ができるものと解されている（最高裁（行ツ）昭和53年10月4日判決参照。）。

厚生労働省の見解を踏まえて、63条返還金として返還請求をしなかった岐阜地域福祉事務所の判断について、裁量権の逸脱又は濫用があったとまでは言うことができない。

次に、②の78条徴収金については、不正な手段による保護費支給（不正受給）の場合における損害の追徴であり、後述のとおり、岐阜地域福祉事務所は、請求人の保護費の受給について、不正受給と判断しておらず、返還を求める法的根拠がない。

## （2）「県が再度令和7年4月9日に支給開始を決定したこと」が違法又は不当であるという請求人の主張について

陳述において、請求人は、生活保護法では、一旦不正行為を行った者について

は、保護を受けられないと法律に明記されているため、岐阜地域福祉事務所が再度令和7年4月9日に保護費の支給開始を決定したことが違法又は不当であるという趣旨の主張をしたが、この点について、法律の条文を検討する。

日本国憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあり、生活保護法は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

日本国憲法のこのような目的を達成するため、生活保護法は次のような基本原理によって支えられている。

(ア) 国家責任による最低生活保障の原理（第1条）

国はその責任において、生活困窮者の最低限度の生活を保障するとともに、保護を受ける者の自立の助長を図らなければならないとする原理である。

(イ) 無差別平等の原理（第2条）

生活に困窮するすべての国民は、生活保護法の定める要件を満たす限り、同法による保護を無差別平等に受けることができるとする原理である。

(ウ) 最低生活保障の原理（第3条）

生活保護法により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとする原理である。

(エ) 保護の補足性の原理（第4条）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（第1項）、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて保護に優先して行われる（第2項）とする原理である。

生活保護は最低限度の生活を維持することができない場合の社会保障制度であるため、各自がその資産・能力・他法による扶養扶助に応じて最善の努力をすることが必要であり、そのような努力をしてもなおかつ最低限度の生活を営むことができない場合に、はじめて保護が行われるということである。

そして、生活保護法の解釈及び運用について、同法第1条から第4条までに規定するところは、同法の基本原理であって、同法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないこととなっている（第5条）。

生活保護法は、無差別平等（第2条）を基本原理としており、生活に困窮するすべての国民は、生活保護法の定める要件を満たす限り、同法による保護を無差別平等に受けることができるとされているものである。仮に過去に保護費の不適正な受給があったとしても、保護の再決定を妨げる法的根拠はない。

県の保護再開は、このような生活保護法の規定に基づき行われたものであり、

違法または不当とは認められない。

### (3) 請求人が県に求める是正内容について

請求人は、陳述において、この住民監査請求における目的について、岐阜地域福祉事務所が雇用保険（基本手当）を収入認定したことは、人権の侵害であるため、収入認定がなされるべきかどうか、はっきりさせることであると主張した。

住民監査請求の対象は、自治法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認められるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認められるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

請求人の求める是正内容については、収入認定は、保護の決定という行政処分の手続の過程でなされる判断であり、財務会計行為ではないため、そもそも住民監査請求の対象外であるから、監査委員としての判断は行わない。

当該目的については、保護決定という行政処分に対する不服申立制度で対応すべき問題であると考ええる。

### (4) 請求人が主張する生活保護の「不正行為」について

請求人は、陳述において、雇用保険（基本手当）の受入れ前に、保護を停止し、雇用保険（基本手当）を費消したら保護を再開する方法について、県が不正行為であると判断しているとの認識を示した。

保護停止期間中の入金の手扱いについては、生活保護法では明確になっておらず、このような方法が違法とまで言えるものではない。

しかし、このような方法が無条件に認められれば、国民の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護制度の趣旨を没却するものである。

また、法第60条では、被保護者は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならないとされている。

そのため、4月10日付け指導指示書については、4月以降、雇用保険（基本手当）を収入認定し、翌月の保護費に充当することを予告し、請求人が同様の方法を繰り返すことを認めない趣旨で発出されたものであり、同指導指示書において、県が請求人の行為を不正行為と判断しているとはまでは言えないものである。

## 2 結論

以上のことから、本件財務会計行為に違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

よって、本件請求を棄却する。

## 3 意見

請求人の請求は「棄却」と決定したが、今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

請求人は、雇用保険（基本手当）の受入れ前に、保護を停止し、雇用保険（基本手当）を費消したら保護を再開する方法は、岐阜地域福祉事務所から指導されたとおりに行ったことであり、6年前に同じことを実施した際には、岐阜地域福祉事務所は収入認定を1年以上実施しなかったという趣旨の陳述を行った。

前述のとおり、収入認定は、保護の決定という行政処分の手続の過程でなされる判断であり、住民監査請求の対象である財務会計行為ではない。

4月10日付け指導指示書において、今後雇用保険（基本手当）を収入認定するという岐阜地域福祉事務所の方針が、6年前の対応と異なっていることの是非について、監査委員は判断する立場にない。

しかし、雇用保険（基本手当）を短期間で費消し、すぐに保護再開を繰り返す方法は、雇用・就業と生活保障のセーフティーネットである雇用保険制度と生活保護制度の趣旨を没却するものである。

雇用保険（基本手当）の取扱いについては、「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）」の第8-3(2)ア(ア)において、「恩給、年金、失業給付金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定すること」とする国の見解も明確に示されている。

前述のように、生活保護制度は、生活困窮者の最低限度の生活の保障とその自立助長を目的とする重要な制度であるが、その保護費は税金から支出されるものである。生活保護制度の運用等に対しては、県民の制度に対する信頼を損なうことのないように、県においては、引き続き法令に従い適切な事務を進められたい。